

## 2 監査委員の意見

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理等に係る事務については、後述の意見のとおり一部に留意改善を要する事項が見受けられたため改善努力を求めたものはあったが、議会の議決の趣旨に沿って総じて適正に処理されているものと認められた。

※予算の執行等に係る事務については全体として適正に処理されているが、一部に留意改善を求めた事項があるため、「総じて適正」としている。

### 審査意見

#### ア 財政健全化の推進について

歳入については、国の経済対策により国庫支出金は増加したものの、景気の低迷による企業業績の悪化等により法人二税など県税が減少し、それを補うために発行した特例的県債である減収補てん債や地方交付税の代替財源である臨時財政対策債が大幅に増加している。しかしながら、一般財源は三位一体の改革以前の水準には回復しておらず、財源の確保が困難となっている。

一方、歳出については、職員数の削減や給与の減額措置、公共投資の縮減・重点化をはじめ、あらゆる歳出削減策に努めてはいるものの、医療・福祉関係経費が増嵩し、さらに経済・雇用対策、少子化対策、未来を担う人づくり、環境問題への対応や産業の活性化など将来を見据えた行政需要に応えらるとともに、多額の将来負担額を抱える保有土地対策を行う必要がある。このため、本県財政は、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

また、歳計現金等の資金管理は、県税収入の大幅な落ち込みに加え、中小企業融資資金貸付金や出資団体への財政支援に伴う短期貸付金の増加等の影響により、金融機関から一時借入を行う日数や借入金額が増大しているため、より一層の計画的な資金管理が求められる。

こうした財政状況を克服するために、「第5次茨城県行財政改革大綱」及び「茨城県財政集中改革プラン」の基本方針に沿って、施策の厳しい選択や事務事業の必要性の検証など引き続き徹底した事務事業の見直しによる歳出の削減や、あらゆる財源確保対策に総力を挙げて取り組み、持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

なお、一般会計における平成21年度末県債現在高は1兆8,378億74百万円で、前年度

に比べて970億29百万円増加している。これは、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債等特例的な県債の発行が増大していることによるものであるが、将来の世代に過大な負担を残さないためにも、プライマリーバランスの黒字化など財政の健全化を図り、県債の新規発行を抑制されたい。

#### イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて6億77百万円増加し、166億69百万円となっている。主なものは、県税の151億23百万円であり、特に税源移譲により総額が増加した個人県民税については、前年度に比べて13億84百万円増加し、97億94百万円となっている。県税の確保については、納税意識の高揚を促す一方で、コンビニ納税などによる納税機会の拡大や市町村との連携強化等様々な取り組みを行っており、中でも自動車税のコンビニ納付は、前年度に比べて約8万件増加し一定の効果を上げているが、県税全体の徴収率は前年度に引き続き低下している。このため、今後ともこうした諸対策を拡充するとともに、税負担の公平と財源確保を図る観点から、滞納者に対しては財産調査を徹底し、差し押さえやその財産の公売を適切に実施するなど滞納処分の一層の強化を図り、収入未済額の圧縮に努められたい。

また、県税以外の収入のうち県営住宅使用料の収入未済額は、滞納者への納入指導強化、高額滞納者への法的措置及び退去した滞納者への債権回収会社を活用した納入指導を実施したことなどにより、前年度に比べて2百万円減少し、3億60百万円となり、滞納者数も減少した。このため、引き続き適正かつ徹底した管理を行い、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べて3億15百万円増加し、34億96百万円となっている。主なものは、中小企業事業資金の高度化資金貸付金償還金等で28億32百万円となっており、前年度と比べて3億17百万円増加している。このため、滞納者に対して、専門家派遣による経営再建支援や分割納入指導を行うとともに、再建が困難なものに対しては法的整理など個々の対策を講じることにより収入未済額の縮減を図るほか、貸付先の経営動向の把握や適切な助言・指導を行い新規発生の防止に努められたい。

なお、一般会計における不納欠損額は8億37百万円となっており、主なものは県税の7億89百万円である。債権管理に当たっては、時効等による債権の消滅、債権の放棄などの不納欠損に至らないよう適切に対応し、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

#### ウ 財産の管理・処分について

県有財産のうち分譲を目的とした土地は、工業用地等として768ha、住宅・業務用地等としてつくばエクスプレス沿線で361ha、阿見吉原土地区画整理事業で52haなど、大量の未処分用地を所有している。これらの土地については、早期処分に向けて販売活動の強化はもとより、「県有地等処分・管理対策本部」の機能を最大限に活用した弾力的な対応により処分を進めるとともに、すべての土地を処分してもなお残る将来の負担については、県民生活への影響を最小限としつつ、持続可能な財政運営を確保しながら、計画的かつ着実に縮減するよう努められたい。

その他の土地については、旧畜産試験場敷地など未利用地80haのほか、県立高等学校の再編に伴い新たに未利用地となることを見込まれる用地があるが、これらの有効活用と売却処分を推進し、適切な財産管理に努められたい。

#### エ 県の出資団体等の経営改善について

出資団体等については、新たな公益法人制度への移行を踏まえ、経営評価に基づく経営の体質改善や効率化などが検討されているが、引き続き県民のニーズに真に適合しているか、県民福祉の増進に寄与しているか、効率的な経営が行われているかなど団体の在り方や運営について十分な検討を行い、実効性のある方策が取られるよう指導に努められたい。

また、県土地開発公社及び県開発公社については、多額の財政支援策が講じられているところであるが、経営の根本的な問題である保有土地の早期処分を進め、極力県負担の圧縮を図っていく必要がある。このため、今後とも県民に対して経営や県の支援について十分な説明責任を果たしていくとともに、さらに思い切った経営改革を進め、あらゆる手段を講じて「改革工程表」に基づき保有土地の処分を進めるよう指導願いたい。

なお、県住宅供給公社については、平成22年第3回定例県議会に公社の破産による解散に向けた内容の関連議案が提出されているところであるが、県の財政負担が最小限となるよう努められたい。

#### オ 事務事業の執行について

事務事業の執行に当たっては、県民福祉の向上を達成するために、最少の経費で最大の効果が得られるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においた事務処理に努められたい。

監査の結果、経理書類の管理が不十分であった事例や、債権管理が適確に行われていなかった事例など、基本的な財務事務の執行に関する不適切な事務処理が

見受けられたため、改善措置を講ずるよう求めてきたところである。

また、不適正な経理処理については、定期監査において一層厳正な監査を実施し、再発防止の注意喚起を行っているところである。

今後とも、法令等に従った適正かつ正確な財務事務の執行や経費の削減に努められたい。

平成22年9月6日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県監査委員 石川 多 聞  
同 細 谷 典 幸  
同 島 崎 英 男  
同 齋 藤 良 彦